

滋賀県人権施策基本方針（抜粋）

1 人権施策基本方針策定の背景

- (1) 国内外の動向
- (2) 本県の状況

2 人権施策基本方針の性格

3 人権問題の現状と課題

⑤同和問題

昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、平成13年度（2001年度）まで30年以上にわたり、特別措置法のもとで数次にわたる継続した計画に基づき関係諸施策を推進してきた結果、生活環境の改善を中心とした物的事業については、相当の成果を収めてきましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。また、今なお誤った考え方や差別意識が残っており、依然として差別事象等が発生している状況もあります。

また、同和問題に対する誤った意識が残っていることに乗じて、不当な利益等を求めるえせ同和行為も後を絶たない状況があります。

4 人権の基本理念

5 基本施策の推進

- (1) 人権意識の高揚－教育・啓発
- (2) 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

6 分野別施策の推進

(5) 同和問題

・一般施策による対応

教育、就労などの分野における残された課題解決については、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、必要な一般施策によりその解決を図っていきます。

・心理的差別の解消

差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を重要な柱として推進します。

・地域総合センターへの助言

地域総合センターにおいて、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めます。

- ・ えせ同和行為の排除

同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対しては、警察や地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、排除へ向けた取り組みを進めます。

7 推進体制

(1) 県庁内の推進体制

この人権施策基本方針に基づき、全庁的な推進組織である滋賀県人権施策推進本部を中心に、関係部局相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、基本方針に沿って、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、絶えず人権尊重の視点から県の施策の点検・見直しを行います。

併せて、県が実施する人権施策を県民の皆さんが評価できるように必要な情報を積極的に公開します。

(2) 県職員等に対する人権研修

この人権施策基本方針に基づき、施策を推進するに当たっては、施策を実施する者自身が人権尊重の理念を理解し、行動に移せることが不可欠です。したがって、県職員はもとより、教育関係者、警察職員、医療・福祉関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対してより一層の人権研修の充実に努めます。

(3) 国、市町村、NPO等との連携

人権施策は国、市町村においてもそれぞれ実施されており、県の人権施策をより効果的に推進するために、これら行政機関と緊密な連携を図り、相互に協力します。

また、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が私たち一人ひとりにあるという意味からも、県民、企業、各種団体、NPO等による自主的、主体的な活動は不可欠であり、これらの活動との連携を図ります。特に、NPOは、機動性に富み、多様な個別ニーズに柔軟に対応できるなど優れた特性を持っており、様々なニーズに対応して人権施策を実施するために、県とNPOが連携・協力するとともに自主性や自発性を尊重しながら、情報・学習機会の提供や人材養成等の支援を行います。